

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

修繕費チェックで損金に算入しよう

Q: どのような場合に修繕費として損金に算入することが認められるのでしょうか。

A: 法人の決算期は3月が多いでしょうから、決算作業もこれからが本番。法人税の申告では、償却など損金にできるものの点検が大切です。細かい数字でも“チリも積もれば山となる”ですから。

さて、修繕費もそのひとつと言えるでしょう。ひとつの修繕や改良の金額が20万円未満であれば損金算入が認められます。

また修繕費か資本的支出か微妙なケースでは、1回あたりの修繕の金額が60万円未満の場合や、修繕した固定資産の前期末簿価の10%未満である場合にも損金に算入できます。

1回あたりの修繕と判定できる基準は、たとえば機械などでは通常取引される1単位ごとと考えるのが妥当です。

また、機械の部品を品質や性能の高いものに取り替えたような場合はどうでしょうか。このような場合は、取り替える部品と同品質のものに替える取替費用の金額分が修繕費となり、通常取替費用を超過する部分の金額は資本的支出となります。

このため通常取替をするものとした場合の費用の見積書を業者から取り寄せて保存しておくことです。

